

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年10月17日
【四半期会計期間】	第60期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）
【会社名】	船井電機株式会社
【英訳名】	FUNAI ELECTRIC CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 前田 哲宏
【本店の所在の場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072（870）4304
【事務連絡者氏名】	理事 経理部長 池上 圭一
【最寄りの連絡場所】	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号
【電話番号】	072（870）4304
【事務連絡者氏名】	理事 経理部長 池上 圭一
【縦覧に供する場所】	船井電機株式会社 東京支店 （東京都千代田区外神田4丁目11番5号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

当社の連結子会社であるP&F USA, Inc.において税務調査の指摘による未払税金、運送費、販売協力金及び未納付税金に係る延滞税等の計上、並びにP&F MEXICANA, S. A. DE C. V.において販売協力金の計上について、本来計上すべき会計年度での会計処理を失念して不適切な会計処理となっていたことが判明したことから、当社は平成28年8月4日に社内調査委員会を設置し、事実関係解明のために調査を実施いたしました。

同委員会による調査結果報告等を受け、当社は過去に提出いたしました有価証券報告書等に記載されている連結財務諸表及び財務諸表並びに四半期連結財務諸表に含まれる一連の不適切な会計処理を訂正することといたしました。

これらの決算訂正により、当社が平成23年8月10日に提出いたしました第60期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）に係る四半期報告書の記載事項の一部を訂正する必要が生じたので、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けており、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 経理の状況

2. 監査証明について

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

四半期連結包括利益計算書

注記事項

(セグメント情報等)

(1株当たり情報)

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。なお、訂正箇所が多数に及ぶことから上記の訂正事項については、訂正後のみ全文を記載しております。また、単位未満の訂正についても_____線を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第1四半期連結 累計期間	第60期 第1四半期連結 累計期間	第59期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高（百万円）	74,958	65,618	295,923
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	1,284	<u>△362</u>	1,290
四半期純利益又は四半期（当期） 純損失（△）（百万円）	433	<u>△2,789</u>	△1,169
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	△4,459	<u>△5,087</u>	△10,252
純資産額（百万円）	136,964	<u>125,219</u>	131,228
総資産額（百万円）	217,597	196,046	193,910
1株当たり四半期純利益又は1株 当たり四半期（当期）純損失 （△）（円）	12.71	<u>△81.77</u>	△34.31
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益（円）	12.62	—	—
自己資本比率（％）	62.54	<u>63.36</u>	67.09

- （注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第59期及び第60期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失であるため記載しておりません。
4. 第59期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、前連結会計年度に掲げたリスクのうち、タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分については、当第1四半期連結累計期間において、次のように経過しております。

(1) 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日及び平成20年8月6日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成20年7月3日及び平成21年7月23日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。また、平成18年11月16日及び平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起し、平成20年11月26日より併合して審理が行われ、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成23年7月7日、大阪高等裁判所に控訴いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）及び15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(2) 当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め826百万円（附帯税を含め936百万円）と試算されます。これについては、当第1四半期連結累計期間において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における当社の主要市場である米国経済は、失業率が再び上昇に転じるなど雇用情勢は厳しく、住宅市場の低迷も続いたことから個人消費が減速し、景気回復の鈍化がみられました。

当民生用電気機器業界におきましては、主要製品である液晶テレビの需要は、中国を含めた新興国では拡大傾向は続き、家電エコポイント制度終了後の影響が心配された日本も地上波デジタル放送移行前の駆け込み需要から前年を上回る推移となりました。一方、欧米では製品普及の一巡や消費者の所得不安による買い控えなどから鈍化傾向が続きました。

このような状況下、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の当第1四半期連結累計期間の売上高は65,618百万円（前年同四半期比12.5%減）となりました。

利益面につきましては、営業損失は75百万円（前年同四半期は2,518百万円の営業利益）、経常損失は362百万円（前年同四半期は1,284百万円の経常利益）、四半期純損失は2,789百万円（前年同四半期は433百万円の四半期純利益）となりました。

所在地別セグメントの状況は次のとおりであります。

① 日本

ブルーレイディスクレコーダに加え、地上波デジタル放送への移行に伴い受信関連電子機器が増収となりましたが、価格競争の厳しい液晶テレビやプリンターの受注減による情報機器の減収により、売上高は35,041百万円（前年同四半期比9.1%減）となり、セグメント利益（営業利益）は1,925百万円（前年同四半期比34.8%減）となりました。

② 北米

主要製品の液晶テレビは市場低迷に加え、価格下落により大幅な減収となりました。また、DVDプレーヤーやブルーレイディスクプレーヤーも減少したことなどから、売上高は26,561百万円（前年同四半期比21.9%減）となり、セグメント損失（営業損失）は1,110百万円（前年同四半期は201百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

③ アジア

売上高は2,879百万円（前年同四半期は82百万円の売上高）となりましたが、セグメント損失（営業損失）は84百万円（前年同四半期は1,354百万円のセグメント利益（営業利益））となりました。

④ 欧州

DVD関連製品の増加はありましたが、液晶テレビが市場低迷の影響を受け大幅減収となり、売上高は1,135百万円（前年同四半期比51.1%減）、セグメント損失（営業損失）は440百万円（前年同四半期は123百万円のセグメント損失（営業損失））となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の財政状態は下記のとおりであります。

資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて2,136百万円増加いたしました。その主なものは、商品及び製品が3,897百万円増加し、原材料及び貯蔵品が2,523百万円減少したことなどによるものであります。

負債の部につきましては、前連結会計年度末に比べて8,145百万円増加いたしました。その主なものは、支払手形及び買掛金が11,340百万円増加し、短期借入金が2,255百万円減少したことなどによるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末に比べて6,009百万円減少いたしました。その主なものは、利益剰余金が3,514百万円、為替換算調整勘定が2,505百万円減少したことなどによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,729百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、従業員数が前連結会計年度末に比べ2,425名増加いたしました。これは主に前連結会計年度に設立した中山嘉財船井電機有限公司（セグメントの名称：アジア）の稼働によるものであります。

なお、従業員数は就業人員数であります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	36,126,196	36,126,596	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	36,126,196	36,126,596	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までのストック・オプションの権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日 (注) 1.	2,600	36,126,196	2	31,302	2	32,829

(注) 1. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

2. 平成23年7月1日から平成23年7月31日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行済株式総数が400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ0百万円増加しております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 2,011,600	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式34,103,600	341,036	—
単元未満株式	普通株式 8,396	—	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	36,123,596	—	—
総株主の議決権	—	341,036	—

②【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
船井電機株式会社	大阪府大東市中垣内7丁目7番1号	2,011,600	—	2,011,600	5.57
計	—	2,011,600	—	2,011,600	5.57

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しておりますが、訂正後の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	70,076	70,727
受取手形及び売掛金	36,367	35,988
商品及び製品	23,565	27,462
仕掛品	1,795	1,913
原材料及び貯蔵品	18,477	15,954
その他	8,678	9,077
貸倒引当金	△139	△139
流動資産合計	158,820	160,984
固定資産		
有形固定資産	16,290	16,177
無形固定資産	3,720	3,466
投資その他の資産		
その他	15,432	15,787
貸倒引当金	△352	△369
投資その他の資産合計	15,079	15,418
固定資産合計	35,089	35,062
資産合計	193,910	196,046
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	28,938	40,278
短期借入金	10,096	7,841
未払法人税等	2,071	1,905
引当金	1,727	1,610
その他	16,090	15,041
流動負債合計	58,926	66,678
固定負債		
長期借入金	33	—
引当金	2,392	2,944
その他	1,329	1,204
固定負債合計	3,755	4,149
負債合計	62,681	70,827

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,300	31,302
資本剰余金	33,265	33,267
利益剰余金	116,738	<u>113,224</u>
自己株式	<u>△24,341</u>	<u>△24,341</u>
株主資本合計	<u>156,962</u>	<u>153,453</u>
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	612	752
為替換算調整勘定	<u>△27,486</u>	<u>△29,992</u>
その他の包括利益累計額合計	<u>△26,874</u>	<u>△29,240</u>
新株予約権	87	92
少数株主持分	<u>1,052</u>	<u>913</u>
純資産合計	<u>131,228</u>	<u>125,219</u>
負債純資産合計	<u>193,910</u>	<u>196,046</u>

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
売上高	74,958	65,618
売上原価	61,938	56,037
売上総利益	13,020	9,580
販売費及び一般管理費	10,501	9,656
営業利益又は営業損失(△)	2,518	△75
営業外収益		
受取利息	78	48
受取配当金	11	23
受取賃貸料	26	27
その他	33	34
営業外収益合計	150	133
営業外費用		
支払利息	16	34
持分法による投資損失	1	19
為替差損	1,346	319
その他	19	46
営業外費用合計	1,384	420
経常利益又は経常損失(△)	1,284	△362
特別利益		
貸倒引当金戻入額	4	—
その他	2	0
特別利益合計	6	0
特別損失		
固定資産処分損	5	—
関係会社整理損	88	—
その他	1	16
特別損失合計	95	16
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失(△)	1,196	△378
法人税等	674	1,405
過年度法人税等	—	※1 936
法人税等合計	674	2,341
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	521	△2,720
少数株主利益	88	68
四半期純利益又は四半期純損失(△)	433	△2,789

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	521	<u>△2,720</u>
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5	138
為替換算調整勘定	△5,121	<u>△2,511</u>
持分法適用会社に対する持分相当額	133	5
その他の包括利益合計	<u>△4,981</u>	<u>△2,366</u>
四半期包括利益	<u>△4,459</u>	<u>△5,087</u>
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△4,537	<u>△5,154</u>
少数株主に係る四半期包括利益	78	67

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(連結の範囲の重要な変更) FUNAI ELECTRIC (MALAYSIA) SDN. BHD. は生産活動を終了しており、清算手続きに入ったことにより重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結会計期間より、連結の範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(為替換算における適用レートの変更について) 従来、当社グループは、外貨建取引及び外貨建債権債務の為替換算における適用レートについて、電信売相場及び電信買相場を適用しておりましたが、前第2四半期連結会計期間より、電信売相場の仲値へ変更しております。 この変更は、為替相場が急速に変動していることを契機に、当社グループの主たる事業が外貨建取引であり、かつ、獲得した資金も決済のために外貨のまま保有している状況を再検討した結果、為替換算における適用レートを電信売相場の仲値に統一することにより、より適切な期間損益の把握を行うためのものであります。 また、当該変更は、前第2四半期連結会計期間における為替相場が急速に変動していることを契機に、会計システム等の実務上の対応を検討した結果、前第2四半期連結会計期間において対応可能となったためであり、前第1四半期連結会計期間は従来の方法によっております。 従って、前第1四半期連結累計期間は、変更後の方法によった場合に比べて、売上が301百万円、営業利益が382百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益が362百万円少なく計上されております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<p>1. タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分</p> <p>当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分は誠に遺憾であり到底承服できるものではないため、現在、裁判において当社の正当性を主張しております。</p> <p>追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）及び15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。</p> <p>なお、本税制は対象となる外国法人の各事業年度終了の時の現況によって判定されますので、ご参考までに調査対象年度の翌連結会計年度である平成20年3月期から平成23年3月期までについて、当社の香港子会社の所得に対する当該税制による影響額を試算した場合、当社が平成20年3月期及び平成21年3月期において当社の香港子会社より受領した配当額を対象所得から控除して算出した結果、法人税、住民税及び事業税の見積りは合計で約3,000百万円となります。この影響額につきましては、上記理由により現時点では、会計処理を行っておりません。</p>	<p>—————</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
	<p>※1. タックスヘイブン対策税制適用に基づく更正処分</p> <p>(1) 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日及び平成20年8月6日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成20年7月3日及び平成21年7月23日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。また、平成18年11月16日及び平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起し、平成20年11月26日より併合して審理が行われ、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成23年7月7日、大阪高等裁判所に控訴いたしました。</p> <p>追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）及び15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。</p> <p>(2) 当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。</p> <p>追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め826百万円（附帯税を含め936百万円）と試算されます。これについては、当第1四半期連結累計期間において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。</p> <p>(3) 大阪地方裁判所に提起しておりました平成17年6月28日付及び平成20年6月16日付の更正処分に対する取消請求訴訟について、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされたことから、税務調査が終了した年度の翌連結会計年度である平成23年3月期から当第1四半期連結累計期間に当該税制を適用した場合の影響額を、当第1四半期連結累計期間より費用処理することといたしました。</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	
減価償却費	1,442百万円	減価償却費	1,617百万円
のれんの償却額	8	のれんの償却額	6

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月31日 取締役会	普通株式	1,363	40	平成22年3月31日	平成22年6月11日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月23日 取締役会	普通株式	1,364	40	平成23年3月31日	平成23年6月14日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1.	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2.
	日本	北米	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	38,554	33,999	82	2,322	74,958	—	74,958
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	39,846	0	56,188	0	96,035	(96,035)	—
計	78,401	33,999	56,270	2,322	170,993	(96,035)	74,958
セグメント利益又はセグメント 損失(△)	2,951	△201	1,354	△123	3,980	(1,461)	2,518

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,461百万円には、セグメント間取引消去16百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△277百万円及び棚卸資産の調整額△1,200百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

Ⅱ 当第1四半期連結累計期間（自平成23年4月1日 至平成23年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1.	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2.
	日本	北米	アジア	欧州	計		
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	35,041	26,561	2,879	1,135	65,618	—	65,618
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	23,665	0	40,143	0	63,810	(63,810)	—
計	58,707	26,561	43,023	1,136	129,428	(63,810)	65,618
セグメント利益又はセグメント 損失 (△)	1,925	<u>△1,110</u>	△84	△440	<u>289</u>	(364)	<u>△75</u>

(注) 1. セグメント損失 (△) の調整額△364百万円には、セグメント間取引消去△0百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△262百万円及び棚卸資産の調整額△101百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業損失 (△) と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

（為替換算における適用レートの変更について）

従来、当社グループは、外貨建取引及び外貨建債権債務の為替換算における適用レートについて、電信売相場及び電信買相場を適用しておりましたが、前第2四半期連結会計期間より、電信売買相場の仲値へ変更しております。

この変更は、為替相場が急速に変動していることを契機に、当社グループの主たる事業が外貨建取引であり、かつ、獲得した資金も決済のために外貨のまま保有している状況を再検討した結果、為替換算における適用レートを電信売買相場の仲値に統一することにより、より適切な期間損益の把握を行うためのものです。

また、当該変更は、前第2四半期連結会計期間における為替相場が急速に変動していることを契機に、会計システム等の実務上の対応を検討した結果、前第2四半期連結会計期間において対応可能となったためであり、前第1四半期連結会計期間は従来の方法によっております。

従って、前第1四半期連結累計期間は、変更後の方法によった場合に比べて、「日本」の売上高が301百万円、セグメント利益が382百万円少なく計上されております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)	12円71銭	<u>△81円77銭</u>
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円)	433	<u>△2,789</u>
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 (△)(百万円)	433	<u>△2,789</u>
普通株式の期中平均株式数(千株)	34,092	34,112
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	12円62銭	—
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	227	—
(うち新株予約権(千株))	(227)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) タックスヘイブン対策税制について

① 当社は、平成17年6月28日及び平成20年6月16日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、それぞれ平成14年3月期から平成16年3月期及び平成17年3月期から平成19年3月期の各3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。当社は、この更正処分を不服として、平成18年7月25日及び平成20年8月6日、大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、平成20年7月3日及び平成21年7月23日、当社の請求を棄却する旨の裁決書を受領いたしました。また、平成18年11月16日及び平成20年11月14日、大阪地方裁判所に対して更正処分の取消請求訴訟を提起し、平成20年11月26日より併合して審理が行われ、平成23年6月24日、当社の請求を棄却する判決がなされました。当社は、この判決内容に承服できないことから、平成23年7月7日、大阪高等裁判所に控訴いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含めそれぞれ16,651百万円（附帯税を含め19,184百万円）及び15,038百万円（附帯税を含め16,838百万円）であります。これについては、「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第63号）に従い、平成19年3月期及び平成21年3月期において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

② 当社は、平成23年6月29日、大阪国税局より、当社の香港子会社がタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとの判断により、平成20年3月期から平成22年3月期の3年間について当社の香港子会社の所得を当社の所得の額とみなして合算課税するとの更正通知を受領いたしました。

追徴税額は、法人税、住民税及び事業税を含め826百万円（附帯税を含め936百万円）と試算されます。これについては、当第1四半期連結累計期間において「過年度法人税等」として費用処理いたしました。

(2) 剰余金の配当

平成23年5月23日開催の取締役会において、平成23年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、剰余金の配当（期末）を行うことを次のとおり決議いたしました。

- | | | |
|------------------------|------------|------------|
| ① 配当財産の種類及び帳簿価額の総額 | 金銭による配当 | 総額1,364百万円 |
| ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項 | 1株当たり配当額 | 40円 |
| ③ 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日 | 平成23年6月14日 | |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。